

平成 23 年第 3 回糸魚川市議会定例会会議録 第 1 号

平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）

議事日程第 1 号

平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|---------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 所管事項調査について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号から同第 17 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 18 号 |
| 日程第 7 | 議案第 19 号から同第 31 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 32 号から同第 34 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 35 号から同第 40 号まで |
| 日程第 10 | 議案第 42 号 |
| 日程第 11 | 議案第 43 号から同第 46 号まで |
| 日程第 12 | 議案第 47 号から同第 49 号まで |
| 日程第 13 | 議案第 41 号 |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|---------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 所管事項調査について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号から同第 17 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 18 号 |
| 日程第 7 | 議案第 19 号から同第 31 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 32 号から同第 34 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 35 号から同第 40 号まで |
| 日程第 10 | 議案第 42 号 |
| 日程第 11 | 議案第 43 号から同第 46 号まで |
| 日程第 12 | 議案第 47 号から同第 49 号まで |
| 日程第 13 | 議案第 41 号 |

+

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和
7番	田	中	立	一	8番	古	川		昇
9番	久保	田	長	門	10番	保	坂	良	一
11番	中	村		実	12番	大	滝		豊
13番	伊	藤	文	博	14番	田	原		実
15番	吉	岡	静	夫	16番	池	田	達	夫
17番	古	畑	浩	一	18番	五十	嵐	健	一
19番	高	澤		公	20番	樋	口	英	一
21番	松	尾	徹	郎	22番	野	本	信	行
23番	齊	藤	伸	一	24番	伊井	澤	一	郎
25番	鈴	木	勢	子	26番	新	保	峰	孝

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副市	長	本間	政一	君
総務部	長	織田	義夫	君	市民部	長	小掠	裕樹	君
産業部	長	深見	和之	君	総務課	長	田鹿	茂樹	君
企画財政課	長	吉岡	正史	君	能生事務所	長	池亀	郁雄	君
青海事務所	長	七沢	正明	君	市民課	長	斉藤	隆一	君
環境生活課	長	金平	美鈴	君	福祉事務所	長	結城	一也	君
健康増進課	長	伊奈		晃	交流観光課	長	滝川	一夫	君
商工農林水産課	長	金子	裕彦	君	建設課	長	早水		隆
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者	会計課	長	小林	忠
ガス水道局	長	山崎	弘易	君	消防	長	山口		明
教育	長	竹田	正光	君	教育委員会	教育総務課	長	渡辺	辰夫
教育委員会	こども課	長	薮本	修一	君	教育委員会	生涯学習課	長	
					中央公民館	長兼務			
					市民図書館	長兼務	扇山	和博	君
					勤労青少年ホ	ーム館	長兼務		

+

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

小 林

強 君

監査委員事務局長

久保田

幸 利 君

事務局出席職員

局
係

長 神 喰 重 信 君
長 松 木 靖 君

次

長 小 林 武 夫 君

午前１０時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成２３年第３回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

+

○議長（倉又 稔君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、１番、甲村 聡議員、１４番、田原 実議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（倉又 稔君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る２月２１日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

去る２月２１日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告い

たします。

本日招集されました平成23年第3回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、条例の制定、改廃が19件、平成23年度当初予算が13件、平成22年度補正予算が9件、人事案件が5件、その他4件の計50件であります。

このうち議案第18号の新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については本日即決、議案第50号の教育委員会委員の任命についてと、51号、監査委員の選任について、52号から54号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については最終日に、それぞれ委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただき、議案第5号から同第17号までの平成23年度の当初予算議案につきましては、申し合わせにより、議長を除く25名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいことで委員会の意見の一致をみております。

また、会期につきましては、本日2月28日より3月25日までの26日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんいただきたいと思います。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業及び市民厚生3常任委員長から、閉会中の所管事項調査について委員長報告をしたい旨の申し入れがあり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員派遣についてであります。新年度においても本年度同様4件の議員派遣を行いたいものであり、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（倉又 稔君）

日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

３月市議会定例会の招集に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして、新年度の市政運営の基本となります平成２３年度予算をはじめ条例関係や補正予算の議案など、５０件のご審議をお願いしたいものであります。

この機会に５点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、翡翠園、玉翠園、谷村美術館の開館について、ご報告申し上げます。

３施設は、長年、市民に親しまれ、市外からも大勢の見学者が訪れておりましたが、平成２１年２月から閉館をいたしております。しかし、閉館後、市民の皆様や旅行関係者などから開館を望む多くの要望が寄せられており、昨年の夏ごろから所有者である株式会社谷村建設と協議を重ねてきた結果、本年４月から開館の運びとなりました。

今後は、市が谷村建設の協力を得ながら管理運営団体を設立し、３施設を運営する予定であります。また、フォッサマグナミュージアムなどとあわせて、当市の観光施設として大勢の皆様方に訪れていただけるよう準備を進めてまいります。

２点目に、霧島連山新燃岳の噴火災害の現地調査について、ご報告申し上げます。

去る２月２２日から２４日の３日間、本年１月末の新燃岳噴火により被害が出ております宮崎県都城市、高原町、鹿児島県霧島市へ、市職員３名を派遣をいたしました。

当市は、活火山である焼山を有していることから、現地では、政府支援チームのコアメンバー会議への参加や、関係自治体での防災対策を視察しており、今後の焼山の噴火を想定いたしました砂防の防災対策に反映をし、市民の安全・安心な生活の確保に努めてまいりたいと考えております。

３点目に、焼山噴火警戒レベルの導入について、ご報告申し上げます。

気象庁では、全国の活火山に対して噴火警戒レベルの導入を順次進めており、このたび焼山に導入されることになりました。

噴火警戒レベルは、気象庁が噴火予報や警報を発表した際に、地元自治体等の関係機関が速やかな防災対策を行えるよう、噴火時の危険範囲や必要な防災対策を５段階に整理いたしましたものであります。

平成２１年度から新潟地方気象台を中心に、県、関係自治体で協議を重ねてまいりましたが、今回はレベル３までの防災対策について定めており、より危険度を増すレベル４、５の対策について、引き続き協議をすることとなっております。

これまでも焼山の噴火災害軽減のため、気象庁による常時観測の実施、林野庁及び県による砂防工事の実施などに取り組んでいただいているところでありまして、噴火警戒レベルの導入にあわせて、避難訓練をはじめ、防災対策の推進に一層努めてまいります。

４点目に、健康づくりセンターの竣工について、ご報告申し上げます。

外構工事を残し建物が完成しておる健康づくりセンターであります。本日、引き渡しを受け、来る３月２６日（土曜日）１０時から竣工式を行うこととなりました。

その後、３月中には一般市民を対象とした無料開放によるお試し体験会を実施し、正式オープンを４月３日（日曜日）１３時といたします。

また、センターの愛称は公募の結果、「はぴねす」に決定いたしました。

「幸せ」という意味の「ハッピー」と、「健康な状態を維持する」という意味の「ウエルネス」を組み合わせたものであり、市民が健康で幸せに過ごせることができる施設であってほしいとの願いが込められております。

なお、採用者への表彰を、竣工式の際に行う予定であります。当市の健康づくりの拠点として市民に親しまれ、愛される施設となるよう施設運営に努めてまいります。

最後に、能生生涯学習センターの竣工について、ご報告申し上げます。

昨年７月から、能生地域の拠点施設として改修工事を実施してまいりました能生生涯学習センターであります。来る４月１日（金曜日）１４時から、エントランスホールにおいて竣工式を行うこととなりました。

１階には、能生図書館のほかエントランスホール、多目的トイレ、事務室などを、２階には、会議室のほか講座室、工作室、軽運動室などを配置するとともに、３階には、多目的ホールのほか調理室、和室を配置いたしております。

また、センターの愛称につきましては「のう楽習館」に決定いたしました。

今後とも、だれでも気軽に集い、楽しく学び交流できる場として、市民に親しまれ、愛される施設となるよう施設運営に努めてまいります。

以上、ご報告を申し上げますが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、行政報告は終わりました。

日程第４．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第４、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の昨年12月20日、本年2月2日及び2月10日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

12月20日の委員会では、総合計画における市民アンケート調査結果について、担当課より、昨年8月19日から9月18日に実施したアンケート結果を取りまとめた「総合計画後期基本計画策定に関する市民アンケート調査報告書(一般用)及び(中学生用)」の説明が行われました。

委員から、設問の中身についてどのようにつくったのかとの質問に、前回調査を行ったときと市民の意識の違いを見たかったことから、前回行った調査項目を基本としながらつくったものである。設問項目については、当委員会からも一考いただいているし、総合計画審議会の中でも設問の中身の確認をしていただき実施しているとの答弁がありました。

また、委員から、アンケートは市内中学生を対象としているが、直江津中高一貫教育校に通学している生徒にアンケートを行わなかったのはなぜかとの質問に、中学生のアンケートでは学校の協力が第一であり、協力を得られるということで、市内の中学校を中心に進めさせてもらった。中高一貫教育校に通学する生徒については用紙を送付する形がよいと思うが、前向きに検討させてもらいたい。との答弁がありました。

2つ目の教育委員会関係施設整備について。

磯部小学校校舎改築基本設計の概要について、及び山ノ井保育園（仮称）新築基本設計の概要についてでは、委員から、（仮称）山ノ井保育園に、子育て支援センターとめだか園を併設するということであるが、現在、中央保育園にあるめだか園はどうなるのかとの質問に、現在、中央保育園にあるめだか園と子育て支援センターは、新築する山ノ井保育園へ移設する方針であり、空いた中央保育園の跡地については、町内の子どもがふえている状況であるので、中央保育園を改築し規模を拡大して、その分、子どもたちを受け入れたいと考えているとの答弁がありました。

3つ目に、生涯学習施策の充実について。

糸魚川市子ども読書活動推進計画（案）についてでは、委員から、子どもの読書の現状をどう把握しているかとの質問に、全国的な指標として、人口1人当たり何冊の貸し出しがあるかという数字が一番よく使われているが、糸魚川市は現在、年間1人5.4冊という数値である。これは県内の数値で、上位に入る数字である。児童生徒の部分については、少子化の影響で若干数字は落ちているので、そこをさらに底上げをしたいとの答弁がありました。

そのほか、委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、2月2日の委員会では、行政改革について。

第2次行政改革大綱の策定について、担当課より、10日からのパブリックコメント実施に当たり、その経過、今後の予定、大綱案についての説明が行われました。

委員から、大綱案のみパブリックコメントを実施するのか。また、大綱案に基づく実施計画策定はいつごろになるのかとの質問に、今回は、行政改革の大綱をパブリックコメントにかけて、市民の皆様から、この大綱案でよいのかどうかの意見をいただくということで予定している。実施計画

については、大綱に基づいて作成するものであるが、大綱と並行して庁内で策定作業を行っている。大綱と実施計画を、3月25日ごろに配布したいと考えているとの答弁がありました。

委員から、行政改革の基本方針ということで、コスト、スピード、成果を重視した行政経営ということになると、やはり採算性を求めなければならない。しかし、採算性が悪いからこそ、行政で行わなければならない事業もいっぱいある。

採算性があれば、民間が行う。採算性との整合をどうしていくのかとの質問に、行政経営という言葉の部分で経営だけを考えると、民間的には採算を考え、企業は利益を追求するわけであるが、行政は利潤を追求することよりも、市民の安全・安心、福祉を追求するのが主目的である。採算性の合わないものでも、行政の責任で行わないといけない部分もあると考えている。

職員には、少しでも出るものを削減する、コスト意識を持つ、経営感覚でやるという考え方を意識づけさせるよう大綱に盛り込んでいる。行政としては、採算性の合わないものもやっていかないといいないという部分は十分承知した上で、大綱を作成しているとの答弁がありました。

そのほか、委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

2つ目の情報基盤整備については、担当課より、東日本電信電話株式会社新潟支店を相手方とする、光ファイバーケーブル芯線の賃貸借に関する契約書（案）、いわゆるIRU契約、及び糸魚川市光伝送路設備に係る保守業務委託契約書（案）の説明を受けました。

委員から、IRU契約において、今、NTT東日本新潟支社の1社しか申し込みがなかったが、10年後の更新時に、他の民間会社が参入したいということになったらどうするか、そのような場合を想定しているのかとの質問に、既に、NTTの資産は他の業者に貸していることから、NTT仕様の持ち物は他社も使えるということである。仮に、NTTが糸魚川市からこの資産は借りないということになれば、参入しようとしている業者に使ってもらって、同じようにインターネットのサービス、または、それ以外のいろいろなサービスをしてもらうということは想定できる。今後、もしそうなったら、早目に協議していく必要があると考えている。

光ファイバーを使った通信網、インターネットのサービスは日々進歩しているし、いろいろな意味で改革が、これからもなされる可能性がある。10年間の契約はするが10年後をどうするか、早目に庁内で協議を行う。今回は安定的に供給する意味で、10年間は最低限必要という考えで契約させていただきたいとの答弁がありました。

次に、2月10日の委員会では、柵口温泉センター譲渡申し込みの概要について。

担当課より、柵口温泉センターの今後のあり方を検討してきた結果、民間譲渡ということで公募したところ、1団体からの申し込みがあった。市ではその内容を審査して、譲渡申請を受け入れたので、新潟県と北陸農政局と協議していくとの報告後、譲渡申請の内容について説明を受けました。

委員から、北陸農政局のとらえ方はどうかとの質問に、農政局では、このような農業施設を民間に譲渡するという事例があまりないようで、非常に戸惑っている状況である。県とも協議しているが、既にある団体、組織であれば、過去の業務内容等を審査できるが、今後設立される団体ということで、その辺をどう審査していくか国と協議させてほしいという話である。北陸農政局には補助金返還にならない条件として、どのような団体であれば譲渡の許可が出るのか、具体的なものを示してほしいとお願いしているとの答弁がありました。

また、譲渡をするに当たって、今現在、改修が必要なところも出てくるのではないかと。譲渡した後の、市のかかわりはどうかとの質問に、基本的には、今現在の状態で譲渡したいと相手方に伝えている。今の時点では、リニューアルは行わない。現状で譲渡したいと伝えてあるし、相手方もその旨、承知している。かかわりについては、お湯の配分等についても十分引き渡しをしなければならぬし、当分の間であるが、市との協議は必要であると考えている。

また、農村環境改善センターということで、今後、適化法によって27年間、補助目的に沿った運営をしてもらわなければならない。国庫返納ということもあり得るので、今後の経営状況、運営状況、補助趣旨に沿った運営がなされているのかの状況確認等は、今後続けていきたいとの答弁がありました。

柵口温泉権現荘総合診断報告書については、担当課より、株式会社リョケンから提出のあった総合診断報告書の説明を受けた後、質疑を行いました。

委員から、総合診断報告書でリニューアル基本計画が示されているが、今後の取り組みはどうか。柵口温泉の全体の考え方にも及んでくるが、庁内で委員会をつくって検討していくのか。能生の地域審議会も含めた中で、柵口温泉郷の活性化をどのようにしていくのかという、しっかりしたものをつくらないと行き詰ってしまう。権現荘だけの問題ではなく、スキー場を含めた地域のことをどのようにやっていくのかとの質問に、この総合診断報告書は、権現荘を中心に一体の施設として経営診断してもらったものである。権現荘、スキー場、ゴルフ場等、これらを一体として地域振興を図ってきたものであり、これらは必要な施設であると思っている。今の段階では、今すぐできるものは庁内で十分検討し、その後は、地域とともに検討していかなければならない。能生地域全体での地域振興の1つの核として、生かしていく方法を検討していかなければならないとの答弁がありました。

また、権現荘経営として今すぐ行われなければならないことは何なのかとの質問に、支配人として、今現在は、いかに赤字を減らすかである。将来的には赤字を縮小しても、厳しい経営が続くので、思い切ったことを進めなければだめである。赤字を減らすには、当然、経費も構わなければならないが、どこまで構えるかということになる。人件費も含めて、全部総洗いをするのが一番である。民間であると赤字になれば、当然、ボーナス等が出ないわけであるが、権現荘はそうではない。赤字が出ると、当然、支配人の責任問題ということにもなるが、この施設をいかによくするかが支配人の責任であると思っている。そう言う意味で取り組んでいきたい。

本年度の赤字の原因はある程度つかめたが、それを踏まえて、今後どういうふうに改善するかということについては、今、能生事務所を中心に検討し、3月定例会までにきちんとその方向性を出したいと考えている。

総合計画の後期基本計画の中では、上南地域として1つの地域計画をつくらうと考えている。その中で、権現荘、シャルマン火打スキー場等も踏まえてプランを作成したい、振興計画をつくりたいということで考えているとの答弁がありました。

ほかにも、委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

2つ目の教育環境と教育改革について。

糸魚川市子ども一貫教育基本計画（案）については、委員から、総合型地域スポーツクラブについて、特別支援教育も含めて、障害児（者）のスポーツクラブも計画に取り入れていただきたい。

また、運動の得意でない子と、得意な子の二極化が進んでいると思うが、運動が得意でない人を得意とするためには何をしたらいいか、その対策が載っていない。その辺を入れていただきたいと思うがどうかとの質問に、確かに、具体的にその部分が入っていない。今後、検討させてもらうが、基本的な考え方として、家庭を中心とする親子の戸外運動、じゃれつき遊び等をしながら、基礎を培って、そういうことに結びつけていけたらと、そんな考え方で作成をしている。

また、中学生の運動時間が短いと言われている。運動時間は１日６０分と言われているが、１週間で６０分も運動をしていない子が全国で３分の１いるそうである。歩くことから始めてもらいたいと思うがいかがかと質問に、今年度の体力測定でも、特に中学校は女子生徒の運動が非常に少ないことが指摘されている。何らかの取り組みが必要かと思う。今、体育の中では体ほぐし等を通じて、基礎的な運動能力とか、運動に親しみやすい状況をつくる授業が進められている。それによって、運動に対する興味、関心を高め、運動時間を確保していけるようにしていきたいとの答弁がありました。

委員から、学校の授業での体育は継続できるが、特に中学生以上の部活になると、部活をしたくてもできなかったり、専門の先生がいなかったりということがあつた。学校体育そのものが、社会体育と一体にならなければならないと思う。社会体育となると、家庭、地域、園、学校などということになり、地域との連携が必要である。そうでなければ学校体育は充実していかないと思うが、その辺の考えはどうかとの質問に、学校の規模や、その時に配置されている職員など、いろいろな問題があるが、そのときの子どもたちの状況によつても、つきたい部活動がないなど、さまざまな問題を含んでいる。当然、そのことを踏まえて地域のクラブなどへ通っている子どももいる。そういう活動ができる組織が充実していかなければと思う。

また、適切な指導者がいなければ、地域の人材を活用したエキスパート事業のようなものを、県が補助して指導者として来てもらい、指導を行うという形で充実を図るということもある。クラブ等については、学校の部活動と別に、専門的な指導を受けるということでも行われている。そういう活動が広がりを見せているということは確実なわけで、一層充実するように学校としてもやっていく必要があると感じているとの答弁がありました。

そのほか、委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤文博議員。

○１３番（伊藤文博君）

１点確認させてください。

昨年３月に、地域情報化調査推進特別委員会が結審いたしました。今ほど報告のあつたＩＲＵ契約についてですが、その当時の委員長の立場として、どうしても確認をしておかなければいけないということですので、お願いいたします。

結審に当たり集約として、ＩＲＵ契約に際しては災害時などに市民に負担のない形で契約を結んでほしいという趣旨の集約をしております。今回の光ファイバー芯線の賃貸借に関する契約書の中で、そのところがどのように確認されているのかについてお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。

○１２番（大滝 豊君）

休憩をお願いします。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前１０時３２分 休憩

午前１０時３４分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

今の伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

契約の要綱には、そのような内容が盛り込まれております。詳細な説明を受けておりますけども、具体的には市の保険対応でいくということと、激甚災害に対しては、国のほうの災害保険に入るというふうな説明を受けておりますけども、その件に関して、特段の質疑は行われておりません。

○１３番（伊藤文博君）

ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

古畑浩一議員。

○１７番（古畑浩一君）

今ほど伊藤前委員長からも質問がありました。私も第１次の情報のほうの委員長としまして、今のＩＲＵ契約にかかわる部分につきましては、これは非常に重要なポイントです。特に、今回の整備は２芯方式でやっております、それを要するにＮＴＴ側か行政が、断線だとか電柱等も含めて倒壊した場合には、どっちがお金を出すんだというような話は、ずっとＩＲＵ契約のときにはっきりするということできて、それにつきましては委員会でしっかり押さえていただきたいと、これはもう１次も２次も同じ集約でありました。

本当に大事な話なのに傍聴に行かなかったという私も非常に悪いんですが、そこで委員長にお聞

きしますけど、今回のこの契約は既に決定したということなんでしょうか。現在、そういった方向の中で説明を受けて、最終的にはまた違う場面で契約を交わすということになるんでしょうか。今の委員長報告が、すべてであるんでしょうか。そこをお聞かせいただきたい。最終決定かどうかということです。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前１０時３６分 休憩

午前１０時３７分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

古畑議員の質問にお答えをさせていただきます。

今ほどの報告に関しましてはＩＲＵ契約の状況を、こういう形で契約を結びたいということの調査でございまして、契約に関しては、この後ということになっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○１７番（古畑浩一君）

そういうことであるならば、ぜひ過去の審議も踏まえて、また大滝委員長のところでしっかりと、この最終結論につきましては要点を持って、今、伊藤前委員長が簡潔に言っていただきましたけれど、やはり市民の負担になるのはおかしいと私も思いますので、その辺の契約条項につきましては相手方としっかり話して、市の要望というものをしっかり伝えていただきたい。

２芯方式という特別な方法でありますけれども、その整備につきましては、ＮＴＴも含めて責任を持ってやるという話であったと私は記憶しておりますので、ぜひ過去の審議も踏まえて今後の委員会の中で、もう少し市民の公益性を侵さないように、ぜひ委員会の中で慎重審議していただきますようお願いいたしますので、この点につきましてはご答弁は要りませんが、ぜひ慎重なる審議をお願いするものであります。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

去る平成２３年１月２４日午前１０時より、第１委員会室にて所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

所管事項の項目につきましては、（１）ジオパークの取り組みとして交流人口拡大プランについて、（２）観光振興に関連してシャルマン火打スキー場リフト損傷事故についてであります。

交流人口拡大プランについては、ジオパークの推進並びに交流人口拡大プラン策定に当たり、プロポーザル方式で選考した結果、中央開発株式会社とのコンサルタント業務委託が決定され、このほど糸魚川ジオパーク戦略プランの中間報告がまとまったとのことで、休憩中に委員会協議会を開催し、説明を受けた後、所管事項調査を行っております。

また、シャルマン火打スキー場のリフト損傷事故についても、休憩中に委員会協議会で、火打山麓振興株式会社の役員、関係者から事故の概要並びに今後の再発防止についての説明を受けた後、所管事項調査を行っております。

所管事項調査における主な意見につきまして、ご報告申し上げます。

ジオパークの取り組みとして交流人口拡大プランについては、１３社からジオパーク戦略プラン策定に当たり、今回のこのコンサルタント会社を選んだ。その一番のポイントは何かとの質問に、ジオパーク戦略プランについては、専門的立場のご意見も伺うべきだとの意見をいただく中で、公募型プロポーザル方式という形で市のホームページで一般公募を行い、応募をいただいた１３社の中から選定をした。

提案の中には、ジオパークでなくても別のどこかの観光地に当てはめてもできるようなものがあり、やはりジオパークとは何か、それを生かすという提案でなければいいものではないと考えた。そういう中で、地質関係に通じているということで中央開発が地質関係に詳しく、一定の実績があり、戦略的提案もいただけるという観点から評価し、最終的に決まったとの答弁がありました。

それに対し、地質関係に強いという部分は、今回のプレゼンでは何も発揮されていない。地質的にどれだけ価値が高くて、その高い価値をどう世界や日本に全国的にＰＲしていくかという部分の

プレゼンも弱い。市内の観光団体やジオパークに関係してきた皆さんとのコミュニケーションも全くとれていないというのはどういうことなのかとの質問があり、市長より、ジオパークの中において重要なのは、学術研究機関としてどのように位置づけていくかということが、この糸魚川のジオを持続、継続できるものではないかと思っている。そこがベースになりながら、交流人口の拡大、そして観光へとつながっていくべきではないか。今までの切り口とは違った切り出し方が大事だと思っている。いろんな概念というものを持たないで入っていきたいと思っているが、この中間報告では見えていないと思っている。

皆さん方がご論議していただいた部分も大事だと思うが、冒頭に言った、そういったものをしっかり出していかないと、今までの観光の1つの流行に流されて終わってしまう。その辺をしっかりと出してもらいたいと思うとの答弁がなされました。

また、交流人口拡大プランは、交流人口を拡大するという大きな目標があって、その中にジオパークや新幹線、観光拠点の推進とかが入ってくる。ジオパークがすべての観光拠点を網羅しているわけではないし、その中に衣・食・住などの要素が入って、それらをトータルでまとめるための交流人口拡大プランであり、ストーリーづけがほしい。

例えば市内観光の拠点、民間企業所有であれば収益がなければ閉鎖をしてしまうが、それをいかに中心市街地の観光拠点として活用していくのか、そういうプランもここに入れるべきである。すべてを連携させる中で、新幹線に対応したまちづくりも、ジオパークを推進するまちづくりも含めて交流人口の拡大というふうに考えていただきたい。

また、市の活性化として観光を産業として位置づけるべきであり、観光産業としての収益が上がってくれば民間活力も生まれて、おのずと観光地というものは整備されていく。淘汰もされると思うが、いいものはいい観光地として伸びていく。そういう具体的なものを提示してほしい。

プランニングが急がれる中、行政だけの知恵では難しいということで、コンサルタント委託もやった。しかし、今回も中間報告であって、策定するまでにさらに時間をくれと言っているが、スピード感のなさは問題である。

この委員会だけではなくてさまざまな議員からも、一般質問でも同様なことを毎回、毎回、プランやビジョン、タイムスケジュールはどうした、それに伴う予算措置は一体どうなっているんだ等の論議を繰り返してきた。今、具体的なプランが欲しいというところで、こういう総花的なプランニングでよいのか。

交流人口拡大プランの数値目標、5年間で50万人を達成するための観光資源の活用と観光入込客、そして収益性向上。交流観光拠点の改造の必要性、効果的なPR方法。プラン実現のための民間団体や、市民の皆さんとの協力体制の構築。それらを示して戦略プランと言うものではないか。

コンサルタントの説明では、理念をこれから考えるとのことだが、それでは、これは理念なき戦略プランだということではないのか。そんなことを言っているコンサルタントでよいのか。理念の部分からやり直すべきであるなどの意見に対し、理念がないと言われるが、交流人口拡大プランにある、世界ジオパークのブランドを活用した交流人口を拡大することが一番大きな理念、目標である。中間報告については議会、委員会、観光協会、市民関係団体などの意見をいただき、最終案を今年度中にはきちんとまとめるということでご理解をいただきたい。

拡大プランの大きな目玉であるジオパークの推進が観光振興になる。この中で他の産業との連携、

市民との協働など、ジオパークを核にしていろいろなプランをまとめることによって、結果的に市全体の観光の将来プラン、戦略になると思う。そういう意味で、今、中間報告であり、細部については観光協会等の意見も聞いて、今年度中にまとめるということで理解をいただきたいとの答弁がなされました。

これに対し、3月31日までに完成するということになれば、このジオパークの戦略プランをもとにした予算編成は不可能ということになる。今までどおりの予算編成の中でやっていくということなのかとの質問がなされ、基本的には、ジオパーク自体は事業を進めながらいろいろとプランニングをしている。交流人口拡大プランの内容を基本としながら進めていきたいとの答弁がなされております。

今回の戦略プラン策定については多額な予算を使った。策定された計画、アクションプランがあって、それに予算づけがなされるべきである。事業計画と計画的財政であるべきだが、最終的にでき上がりが遅く、来年度の事業、予算に反映されないのは残念である。スピード感を持って取り組んでほしい。今、ばらばらで動いている危険性があるので、画一的にしてほしいと望む。議会側の要望も市民の声を受けた上で、さらに具体的な推進計画の推進をと言っている。

さらに新幹線の開通も間近で、それを起爆剤にしてほしいというのも市民の大きな願いであり、期待である。それらを含めた計画書、戦略プランとなることを強く委員会として要望とすることとして、本件における所管事項調査を終了しております。

次に、シャルマン火打スキー場リフト損傷事故についてであります。休憩中に火打山麓振興株式会社より事故発生における陳謝と説明を受け、その後の委員会で協議をしたところでもあります。+
が、それらを踏まえて要約してご報告申し上げます。

火打山麓振興株式会社との協議の中では、代表役員より、2年前に設備会社による事故が発生、これは同社の責任ではなく、設営した会社の責任ということであったが、これらを教訓として生かすことなく、今回リフトの損傷事故が起こったことについて、心からおわびを申し上げたいという陳謝がなされております。また、前回の委員会等でもあった、指定管理者に市長があってしかるべきなのかということも含めて協議をしたところであります。

その結果、同社としましては、合併以前、能生町が取り組んできた長い歴史や経過もあり、時の町長が社長であり、現在では合併後もその状況を引き継ぎ、糸魚川市長に社長として就任していただいていることに対しては大変な心のよりどころであり、生命、財産を守るという非常に厳しい環境の中での経営において、市長の果たす役割は大変大きい。できれば、このままの役員体制で、市長にはそのまま就任していただきたいという要望もなされましたが、だからと言って、それを認めた場合には、なぜ行政改革をやり、指定管理者制度を導入したのか、その意味が失われる。管理監督する立場の市長が経営運営する側の社長であるということになると、公私の区別がつきにくく、指定管理制度全体としてもバランスが悪くなるのではないかと。他の施設とのバランスもあることから、ここはしっかりとした役員体制の引き継ぎを行っていただきたい。市長は、代表取締役にとどまるべきではないということでもあります。

これに対し行政側としましては、市長と社長の兼務については過去の経過、歴史的背景もある。また、行政改革に取り組んできて、指定管理制度を導入したという経過もある。これらについては一朝一夕に解決する問題ではないことから、1年の猶予を持って十分に会社側、役員と話し合っ

いきたい。慎重に検討し、詳細について協議をしていきたいという答弁がなされております。

委員会としましては、前回の指定管理者の条例審査の際も協議したわけですが、１年を目途として、円滑な結論を導き出すよう強く要望をしております。

また、リフト搬機の損害額、賠償額など諸問題等につきましては、詳細把握までなお時間を要することから、行政のほうで今後内容を精査し、回答を用意していただきたい。行政としてしっかりとした秤をもって、決断すべきところは決断していただきたいとの要望を行い、調査を終了しております。

以上をもちまして、建設産業常任委員会報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

おはようございます。

当市民厚生常任委員会では、閉会中の所管事項調査として市外調査及び委員会を開催しておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

市外調査は去る１月２６日に、新潟市にある白根斎場にて施設概要と指定管理者制度について調査をしております。

白根斎場は旧白根市で、合併前の平成１５年度から事業に着手し、新潟市に合併後の平成１８年１２月に供用開始した一部２階建ての鉄筋コンクリート造りの斎場であります。

延床面積が、約１，８００平方メートル、総事業費は約９億９，０００万円であります。設備いたしまして、炉の数が、当市で現在建設中の糸魚川市斎場と同じ４炉であり、予備として、もう１炉増設可能な施設になっております。

今回の担当者の説明では、新潟市は行財政改革の観点から、同様の公共施設の指定管理を推進するという方針から、この白根斎場が、新潟市内にある斎場で初めて指定管理を実施した斎場となったが、利用する市民からは、施設が新しく、サービスも大変よいということでありました。

委員会集約といたしまして、今後進める糸魚川市斎場での指定管理者制度の導入については、円滑な運営と市民への良質なサービス提供のため、指定管理者となる民間業者の意見を取り入れながら、さまざまな面で一緒によい仕組みをつくっていただきたい。

また、白根斎場では、仮予約から火葬の管理システムまでを、1つの一貫したシステムを導入していた。当糸魚川市斎場での導入予定はないとのことだが、今後、市で進める行政ネットワークにおける基幹システムの構築や更新の中で、最低でも仮予約の仕組みまでは実施すべきではないかなどの意見がありました。

続きまして、去る2月16日に委員会を開催し、1、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）について、2、火葬場の管理運営委託についての2項目について、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について、ご報告を申し上げます。

糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）については、まず、担当課より、基本計画案を簡略化した概要版、また1月11日から2月10日までパブリックコメントを実施した、その意見と行政側の回答案、そして前回の12月定例会に本常任委員会で配布された基本計画案について、その後の廃棄物減量等推進審議会や当委員会での審議、パブリックコメントの意見などを踏まえ、修正した基本計画案について説明がなされました。

また、計画書の中に最終処分計画の項目もあり、最終処分場の適正化については、今年度、財団法人日本環境衛生センターに業務委託を行い、検討結果も市へ示されたため、そのことについての補足説明もあわせてされました。

委員からは、計画書案には、ごみの減量化の具体的施策として、イベントごみの排出抑制の項目が掲げられているが、特にイベントは、会議所関連も含めての協力体制ができると考えるため、積極的に取り組んでももらいたい。また、環境フェアも現在実施しているが、新たな試みの環境フェアの検討はされているのかとの質問に対し、イベントのごみ減量化は、会議所などの連携も必要だが、まだ十分ではなく、実践されていない部分もあるため、可能であれば新年度にイベントごみの分別等について、具体例を示す取り組みを検討している、また、環境フェアでは、環境教育という側面をより強く出すため教育委員会と連携し、新年度の環境フェアを検討しているとの答弁がなされました。

次に、計画書案のごみ収集方法におけるごみ分別等の支援では、高齢者や障害者などに対する支援の実施を検討すると明記しているが、具体的な検討時期と支援策はとの質問に対し、年末に民生委員を通じ困窮者の実態把握を行い、福祉事務所と連携し、23年度中に対応するよう努力する。

また、ごみの分別等の支援策は、自治会にお金を出す中でボランティアという形でやっていく方法や、委託収集業者が、その対象世帯を回って収集するなど、さまざまな方法が考えられるが、どの方法が一番喜ばれ、かつ公平性が保てるかといったことを検討し、支援策を推進するとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、計画書案にある減量手法として、ごみの有料化は税外負担と税負担のバランスの問題で、現在、税金を活用しごみ処理しているものが、ごみの有料化をした場合に市民負担がふえるということで、どうしても踏み込めない。そこで市民負担全体の中で、そのところをクリアしていく努力をしないといけないと思うが、今の考え方はどうかとの質問に対し、国の手引きなどにはごみ処理経費の考え方として、現在の税収のみを財源とするごみ処理は、ごみの排出量

の多い市民と少ない市民とのバランスが明確に差がつかないが、ごみの有料化は、費用負担の公平性が確保できるという考え方も示されている。そのような考え方も参考にし、取り組みを進めていきたいとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、適正処分の推進として、最終処分場の適正化について今年度の調査委託業者からの将来構想と、それを踏まえた現処分場埋立地の適正化と新たな処分場の増設に向け、市民の理解を得ながら取り組むとあるが、最終処分場の適正化というのは計画全体にかかわることであるのに明確でない部分もあり、適正化は地元大野区と協議しながら進められているが、今後も地元合意がなければ困難だと思うが、行政側の考えはどうかとの質問に対し、現処分場埋立地のある地元大野区と精力的に協議、相談しながら進めていく考えであり、先般の一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会で委託調査結果の説明を行い、一定の方向が出たと考えている。地元大野区から、近日中には意見の集約をいただけると聞いているため、その点も踏まえながら十分地元と協議して進めていくとの答弁がなされました。

次に、火葬場の管理運営委託については、机上調査の前に一の宮地区で建設中の糸魚川市斎場の現場を視察し、その後机上調査を行っております。

まず、担当課より、現在、建設中の工事状況について説明がなされました。スケジュール的には順調に進んでおり、現場の視察でも確認しましたが、現在は基礎工事中であり、来年24年2月末に竣工予定との説明がなされました。

また、あわせて斎場が完成し供用開始後の運営については、指定管理者制度の導入を考えており、指定管理者制度の利点、業務内容、また、他市の指定管理者制度導入実績に関する説明がありました。

委員からは、この斎場を今後運営しようとする指定管理者は、管理運営面でさまざまな意見や要望があると考えますが、施設建設と並行した業者の選定となるため、指定管理者の意見要望を施設建設の中に反映するタイミングが難しい。その点の対応はどのように考えているのかとの質問に対し、糸魚川市斎場は、市で建設したものについて指定管理をお願いするということで進めている。このため建築工事では、指定管理者の意見要望などの大幅な変更というのは困難である。施設をつくる前に論議するのが必要との提案であり、今後の全体的な市の考え方として、このような施設をつかって指定管理や民間委託など考えるのであれば、これからの施設建設は、そのような提案を視野に入れ進めていかなければならないと考えているとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、糸魚川市斎場が完成したときには、今後も利用する能生火葬場の運用はどうなるのかとの質問に対し、能生火葬場は、現在は火葬がある日だけ運営しているが、周期的な管理項目もあり、今回の指定管理者業務の対象の中に含んでいる。糸魚川市斎場との一体的な管理を実施していくとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、斎場は各家庭のプライバシーが露見されることが多々ある施設なため、指定管理者が個人情報の管理を十分できる体制が取れるのかとの質問に対し、指定管理者を受託する業者は、この業務は当然特殊業務なため、個人情報の管理には十分認識し、対応できる業者が応募すると推測している。また、指定管理の公募の仕様書にはこの点を明記し、十分注意の上、業者選定を行うとの答弁がありました。

その他、多くの委員より若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を１１時１５分といたします。

午前１１時０４分 休憩

午前１１時１５分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第５．議案第５号から同第１７号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第５号から同第１７号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成２３年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第５号から１７号までの平成２３年度各会計予算を提案するに当たりまして、新年度の市政運営に関して、私の所信の一端と平成２３年度予算及びその主要施策の概要について申し上げます。

それでは、初めに、国、県の動向について申し上げます。

去る1月の通常国会において国づくりの理念として、「平成の開国」「最小不幸社会の実現」「不条理をただす政治」の3点を掲げ、「最小不幸社会の実現」に向けて、雇用対策の推進と社会保障の充実、制度改正に取り組む決意を表明いたしております。

一般会計予算案は、総額9兆4,116億円で対前年比0.1%の微増で、当初予算としては過去最大となっております。

歳入においては、景気の緩やかな回復から国税収入は9.4%増の40兆9,000億円となるものの、国債発行額は44兆3,000億円となり、当初予算としては2年連続で税収より借金が多い危機的な予算編成となっております。

歳出においては、公共事業を実質5%削減する一方で、社会保障関係は5.3%増とし、基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するとともに、子ども手当ての上積みや、子育て、医療、生活保護費等に重点配分されております。

国の予算を受けて、平成23年度の地方財政計画の財政規模は総額で8兆5,200億円、対前年比0.5%の増で、平成13年度から続いていたマイナス基調が、ようやく微増となっております。

歳入では、地方税を2.8%の増とする一方、地方債は14.9%の大幅な減とし、地方交付税は2.8%の増とする一方、臨時財政対策債を20.1%の大幅な減とし、実質的な地方交付税総額は約1兆円、4.3%の減となっております。これは、前年度約3兆6,000億円、17.3%の異例な増額からの想定内の減額であり、新年度においても本年度と同様、地方に配慮されたものとなっております。

続いて、2月16日に発表された県の一般会計予算の総額は1兆2,224億円、対前年比0.1%の微増ではありますが、4年連続で前年度を上回っております。

歳入では、県税収入を4.4%の増とする一方、地方交付税については、前年同額といたしております。

歳出では、新エネルギーや観光などの分野を重点的に支援する新成長プロジェクトをスタートさせるとともに、公共事業の減少で苦しむ中小建設業への支援を目的に、県単公共事業費を大幅に増額し、地域の経済・雇用対策に配慮したものとなっております。

このような国、県の状況を受け、平成23年度の市政運営の基本的な考え方や予算案の編成方針と施策の概要について申し上げます。

新年度は本年度に引き続き、「子ども」「産業」「交流」「地域振興」及び「環境」をキーワードに、躍進からさらに進んで全力投球の年と考えております。大規模施設整備や新たな施策展開が求められており、大変厳しい財政状況ではありますが、選択と集中を基本に予算編成をいたしたところであります。

新年度における重点施策であります、次の3点を重点的に取り組む考えであります。

1つ目は、「日本一の子どもづくり」、2つ目は、「交流生き生き元気なまちづくり」、3つ目は、「健康安心住み良いまちづくり」であります。

1つ目の「日本一の子どもづくり」では、「こども課」を新設して2年目となります。日本一の子どもをはぐくむシステムづくりをさらに進め、0歳から18歳までの一貫した考え方のもとに、市民総ぐるみで熱意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

子ども一貫教育基本方針並びに同基本計画に基づき、家庭、園・学校、地域が連携を図りながら、子どもたちの個性を十分に伸ばす環境づくりや、次世代育成支援行動計画に沿って子育て支援の充実を図るため、各種施策を展開してまいります。

2つ目の「交流生き活き元気なまちづくり」では、糸魚川ジオパークが世界認定となり、交流人口の増加に寄与しているところでありますが、認定から丸2年目を迎え、引き続き多くの方からおいでいただくことが、産業振興や雇用、若者定住につながるものと考えております。全市的に市民や企業を巻き込んで、さらなる創意工夫に邁進するとともに、ジオパーク戦略プランに基づく交流観光の促進に努めてまいりたいと考えておるわけであります。

また、平成26年度末の北陸新幹線開業を好機ととらえ、交通ネットワークや新幹線駅周辺整備を早期に進めてまいります。

さらに、元気な地域・地区・集落づくりに向けて、地域や団体と行政が連携をし、地域が行うべきこと、行政が行うべきことを一緒に考えながら市民主導による活動につなげ、地域の活力アップを図ります。

3つ目の「健康安心住み良いまちづくり」では、本年4月に健康づくりセンターがオープンすることから、当施設を拠点として健康づくりを進めるとともに、糸魚川総合病院や医師会と連携をし、地域医療の充実や医師確保に努めてまいります。

また、糸魚川小学校や磯部小学校をはじめとする公共施設の耐震整備を進め、災害時の安全な避難所確保に努めるとともに、火葬場の整備や廃棄物最終処分場の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

これらを踏まえて、新年度の一般会計予算額は286億1,000万円で、前年度と比べ7億5,200万円、2.6%の減となりますが、景気対策貸付金やまちづくり基金積立金といった前年度の特種要因を除くと、実質的には3.6%の増となっております。

国民健康保険事業をはじめとした特別会計では、総額161億100万円で、5.1%の増、企業会計は27億1,360万円、6.7%の減とし、全会計の予算総額は474億2,460万円で、前年度予算と比べて1億6,610万円、0.3%の減といたしたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、「平成23年度当初予算参考資料」の42ページ以降の総合計画実施計画事業の予算概要に従い、ご説明申し上げます。

1番目の「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、子育て支援と少子化対策等に向けて、次世代育成支援行動計画の実現に努めてまいります。

また、経済的支援といたしましては、子ども手当の支給、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン接種助成を行ってまいります。

さらに、子育て環境の整備といたしましては、能生地域での子育て支援センターの開設と民営保育園の統合への支援、並びに山ノ井保育園の園舎整備に取り組んでまいります。

「高齢者への支援」では、高齢者のだれもが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護保険事業計画と整合を図りながら、寝具洗濯乾燥サービスや介護手当の給付など住宅サービスの充実、並びにひとり暮らし高齢者の安否確認や降雪期の除雪支援を継続してまいります。

また、一部宿泊も可能となる小規模多機能型介護施設や認知症グループホームの整備に対する支

援を行ってまいります。

さらに高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動に対する支援、高齢者おでかけ支援事業を継続してまいります。

「地域で支え合う福祉の推進」では、地域福祉の主要な役割を担う社会福祉協議会への運営費助成を行うとともに、障害があっても住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、自立訓練や生活介護などの障害者介護給付事業や就労支援事業を進めてまいります。

また、障害を持つ方々の経済的な負担軽減を図るため医療費や交通費の助成、特別障害者手当の支給などを継続してまいります。

「健康づくりの推進」では、本年度に完成します健康づくりセンターを健康づくりの拠点施設として活用するとともに、水中運動や健康体教室、地区運動教室など運動を取り入れた健康づくりが広がりを見せており、さらなる普及拡大に向けて指導者の育成に努めてまいります。

また、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の市民が増加しており、早期発見・早期治療に結びつけるため、一般健診をはじめとする各種健診の受診率の向上を図るとともに、唯一、予防が可能と言われており子宮頸がん予防ワクチン接種の全額助成を本格実施してまいります。

「地域医療体制の充実」では、医師会、糸魚川総合病院、よしだ病院の協力を得て実施いたします。この組織のお力によりまして、365日24時間の救急医療体制の維持と充実を図るため、病院群輪番制、休日夜間の救急医療体制の確保など、救急医療対策事業や医療施設等設備整備事業を実施してまいります。

また、富山大学との連携を深めるとともに、大学連携臨床研究支援事業や修学資金貸与事業により、医師及び医療技術者の確保対策を進めてまいります。

2番目の「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、現在策定中の子ども一貫教育基本計画に基づく実践カリキュラムや副読本を作成し、「ひとみかがやく日本一の子どもづくり」を進めるとともに、全国標準学力検査・知能検査を実施し、その分析結果を踏まえ、学力向上に向けた施策を実施してまいります。

中学生海外派遣事業につきましては、生活様式や習慣、文化の違いに直接触れることで、広い国際感覚を身につける機会の提供と、世界ジオパークの姉妹都市との友好を図るため、訪問先を香港として事業を再開してまいります。

また、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもを育成するため、地域の自然や文化・芸能等を学ぶ機会を充実し、教師、保護者、地域住民が協力して行う地域愛育成事業の実践校の拡大に取り組むほか、ふるさと学習の支援や食育活動支援を実施してまいります。

さらに、多人数学級や特別支援学級等の補助員を適正に配置するとともに、電子黒板等を活用した情報教育を推進するため、情報教育補助員の配置や新たな通学支援事業に取り組んでまいります。

学校の施設整備につきましては、磯部小学校、糸魚川小学校、糸魚川東中学校の改築事業を進めるとともに、新たに学校職員間のグループウェア、文書管理、保健管理などの校務支援ソフトを導入する学校ICT環境推進事業を進めてまいります。

「生涯学習の充実」では、生涯学習推進計画に基づき、これまでと同様に地域社会やまちづくりの課題、ジオパークや個人のニーズなどに対応した講座や講演会を実施してまいります。

また、施設整備では、上南地区公民館の耐震改修と大野地区公民館の増築設計、並びに青海地域の各地区公民館の耐震補強や修繕等を進めてまいります。

公民館制度の見直しにつきましては、本年４月から新体制でスタートできるよう、関係者との連携を図りながら進めてまいります。

「文化の振興」では、市民の皆様が自主的かつ主体的に実施する文化活動や文化協会の活動を支援するとともに、すぐれた芸術や美術作品、地域の芸能・文化を鑑賞できる機会を提供するため、美術展の開催や芸術文化公演等の鑑賞推進事業を推進してまいります。

市民会館については、耐震化に合わせたりニューアルに向けて、基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。

博物館においては、特別展を開催するほか、老朽化した施設の改修に向けた設計を進めてまいります。

文化財では、指定文化財の保存と活用を図るため、長者ヶ原遺跡や松本街道白池休憩施設の改修、白山神社収蔵庫建設への助成をしてまいります。

「生涯スポーツの振興」では、スポーツ教室や大会開催などのスポーツ推進事業を継続実施するほか、体育協会への支援を行ってまいります。

また、競技力の向上を図るため、体育協会とジュニア育成団体への支援とともに、隔年実施となる有名選手の招致事業を行ってまいります。

体育施設では、美山多目的グラウンド及び名引山テニスコートの一部改修、青海総合グラウンド管理施設の設計や能生体育館整備に向けた検討を行ってまいります。

３番目の「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、計画的な道路交通網を整備するため、いといがわ交通ネットワークビジョンに基づき広域交通網の総合的な整備、及び市内の道路網の充実に努めてまいります。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進につきましては、引き続き、ルート帯の決定や整備区間指定に向けた取り組みを進めてまいります。

国道８号系魚川東バイパスについては、大和川・押上間の暫定開通に向けた取り組みを強化するほか、市道上刈白馬通り線以西の中央大通り線第３期区間の事業促進と関連市道拡幅改良工事を進めるとともに、系魚川駅南線の整備も進めてまいります。

また、国道８号の親不知地区においては、防災対策事業が概成をいたしており、雨量規制の緩和に向けた取り組みと、より安全な道路となるよう要請してまいります。

姫川港では、関税法上の開港指定や植物防疫港の指定などにより、年々利便性の向上が図られておりますが、今後も港湾計画に基づき、護岸や新たな岸壁、緩衝緑地など、港湾機能の拡充と周辺環境の整備促進について国・県へ働きかけてまいります。

北陸新幹線の建設では、平成２６年度の完成を目指し市内各地区での工事が進められておりますが、平成２３年度中には新幹線駅舎整備工事が始まる予定であり、引き続き早期完成に向けて、関係機関への働きかけを努めてまいります。

一方、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、新潟県並行在来線株式会社等に参画をし、利用者の利便性の確保と合理的な経営の両立に向けた取り組みを進めてまいります。

また、大系線は、生活に欠くことのできない公共交通機関であり、かつ観光路線としても重要で

あることから、さらなる利用促進に取り組むとともに、ＪＲ西日本による運行存続に向けて関係機関への働きかけを強化してまいります。

「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、糸魚川駅自由通路の整備を進め、レンガ車庫の南口駅前広場での活用と新幹線駅舎１階部分の設計に着手するなど、糸魚川駅周辺整備に取り組んでまいります。

「地域情報化の推進」では、糸魚川・青海地域のブロードバンド・ゼロ地域解消と、地上デジタル放送の難視聴解消に向けて進めてまいりました光ケーブル敷設工事が３月末で完了することになりました。これにより市内全域で、超高速インターネットサービス環境が整うことから、市民ニーズを踏まえた各種行政サービスの提供やシステムの構築に取り組むとともに、不要となる共聴施設の撤去費助成を実施してまいります。

また、能生地域においては、ケーブルテレビの自主放送デジタルハイビジョン化システムの構築を進めてまいります。

「住みよい住環境の整備」では、地震発生時の住宅倒壊被害を防止するため、耐震診断・耐震設計・耐震改修を支援してまいります。

また、市内の空き家を活用した定住促進を図るため、新たに空き家改修助成制度を創設してまいります。

公園整備事業では、市内の公園に設置しておる老朽化した遊具の取りかえを進めるとともに、美山公園では、桜並木の再生に取り組んでまいります。

水道管網広域化事業では、能生地域での夏場の渇水対策と安定供給を図るため、糸魚川地域から能生地域へ送水管整備工事を鬼伏地内で進めてまいります。

公共下水道では、浦本地区及び上刈ミニ区画整理地内の整備促進と糸魚川浄化センターの長寿命化計画を策定するとともに、能生浄化センターの耐震補強などを実施してまいります。

また、公共下水道区域以外では浄化槽整備事業を推進し、汚水処理普及率の向上を図ってまいります。

ガス事業では、３地域で異なる都市ガスの熱量を統一するため、糸魚川・能生地域の１３Ａ化について、本年５月の完了を目指して取り組んでまいります。

一方、経年劣化したガス・水道管の入れかえや、水源施設、ガス供給施設の耐震化を進め、安全で安定したガス・水道の供給に取り組んでまいります。

「国土の保全と整備」では、蓮台寺２号雨水幹線や田沢雨水幹線など３排水路の改修を実施してまいります。

新たな事業といたしましては、姫川河川運動広場の上流部で河川敷を広場として活用するため、国土交通省と連携をし、植栽等の整備を実施してまいります。

また、漁港海岸の侵食対策といたしまして、大和川漁港海岸について調査を実施するとともに、中宿海岸や百川海岸、青海寺地地区、糸魚川海岸等の整備について、引き続き、国・県に要請してまいります。

４番目の「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、勤労者福祉への増進と労働環境の向上を図るため、勤労者団体への助成を行うとともに、新たな制度として、育児休業や短時間勤務を実施した事業者への支

援制度を創設してまいります。

また、市内企業への就職促進を図るため、雇用促進協議会やハローワーク等と連携を図り、求人説明会や市内企業見学会などを行い、市内企業を知っていただく取り組みを実施するとともに、就職資金貸付及び利子補給を継続してまいります。

さらに、企業が求める人材確保を図るため、引き続き、資格試験の受験料や中小企業大学校での研修受講費の助成を行ってまいります。

「活力ある商工業の振興」では、企業支援室による企業訪問等を積極的に行い、情報の収集と提供に努め、企業活動を支援してまいります。

また、ジオパークに関連した新たな事業活動を支援するため、ジオパーク振興資金貸付制度を新設するほか、市が定める地域内での新規創業を支援するビジネスチャレンジ支援事業を新たに実施してまいります。

さらに、糸魚川駅前通りアーケード等整備事業におきましては、老朽化が進んでおりますアーケード撤去費に対する助成を行ってまいります。

「魅力ある観光の振興」では、観光誘客モデル事業として、現在、閉館となっております翡翠園、玉翠園、谷村美術館の開館に伴う運営費の一部を支援してまいります。

ヒスイ・鉱物魅力アップ事業におきましては、糸魚川の誇るヒスイをはじめとする鉱物を活用した交流人口の拡大を図るため、ヒスイ鉱物展の開催に対し助成を行ってまいります。

また、市内の飲食業者を中心とする「糸魚川うまいもん会」のブラック焼きそばが、昨年末に県観光協会が主催をする「新潟うまさぎっしり博」においてグランプリに輝くなど、糸魚川市のイメージアップに多大な貢献をいただいております。この機運を逃すことなく、食を通じた交流人口の増加に向けた、さらなる取り組みを支援してまいります。

さらに、ジオサイトをはじめ地域が誇る地質、景観などの総合ガイドブックの作成や、解説板等の増設及びガイドの養成を進めてまいります。

「農林水産業の振興」では、将来にわたって安定した営農の継続や耕作放棄の防止を図るため、戸別所得補償制度と連動して農地集積事業による規模拡大や、認定農業者・法人等の生産組織の育成を推進してまいります。

また、第3期中山間地域等直接支払制度や、農地・水保全管理対策事業による共同活動への助成を実施し、中山間地域の農業生産活動を支援してまいります。

さらに、生産性の向上や農産物流通の効率化、農村地域の環境整備を図るため、広域農道や一般農道等の整備を進めるとともに、県単農業農村整備事業や基盤整備促進事業などを促進してまいります。

また、鳥獣による農作物への被害拡大防止を図るため、鳥獣被害防止対策協議会による電気柵整備への支援・拡充を行ってまいります。

林業振興におきましては、林業施業のコスト低減や、ジオサイトなどへのアクセス道としての活用を図るため、基幹林道・作業道等の整備を推進するとともに、健全な森林を育成するため、計画的な造林・保育・間伐等を促進してまいります。

また、地場産木材利用拡大を図るため、学校、保育園などの公共建築物での利用推進や、地場産木材を使用した住宅建築に対して、引き続き助成をしてまいります。

水産業振興におきましては、地元で水揚げされた水産物の付加価値を高めるため、加工施設や、またこの整備に対する助成を行うとともに、ヒラメやアワビ、アユ、イワナ、サケなどの資源放流事業に対して、引き続き支援をしてまいります。

5 番目の「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、本年度実施した一般廃棄物最終処分場の適正化業務委託結果を受け、最終処分場の適正化に向けた調査設計と、地域の理解を得ながら新たな施設整備に向けた検討を進めてまいります。

産業廃棄物最終処分場につきましても、適正化分析・解析業務委託報告を受け基本設計・実施設計等を行い、最終処分場の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、環境基本計画を踏まえ、当市のすぐれた自然環境の保全のため、鳥類、植物の基礎データの収集、整理を進めるとともに、地球温暖化対策実行計画の策定に向けて取り組んでまいります。

火葬場整備におきましては、引き続き平成 24 年の春、供用開始に向けた施設整備を進めてまいります。

「安全・安心のまちづくり」におきましては、糸魚川分署配備の化学消防車や消防団積載車、耐震性防火水槽、消防団格納庫を整備するとともに、救助資機材や消防団の統合に伴う被服の更新を進めてまいります。

救急救命士養成におきましては、これまでの救急隊各 1 名の配備から 2 名体制へ増員するため、救急救命士養成の拡大に取り組んでまいります。

また、地域の助け合いによる防災対応力の向上を図るため、自主防災組織の育成支援に努めてまいります。

さらに、防犯活動では、悪質化する消費者トラブルに対応するため、市独自の専門相談員による相談窓口を設置し、迅速な情報提供や的確なアドバイスができるよう体制の強化に努めてまいります。

6 番目の「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、市民参加のまちづくりを進めるため、広報や「おしらせばん」のほか、ホームページや電子メール配信など電子媒体の活用により、行政情報を的確に伝え、市民の皆様方にわかりやすい情報伝達に努めてまいります。

公聴事業では、住民懇談会やご意見直通便、市民アンケート、パブリックコメント等により、公聴活動を積極的に進めてまいります。

また、男女共同参画社会の形成を図るため、いといがわ男女共同参画プランに基づく第 2 次行動計画を作成するとともに、市民の皆様方の主体的な地域づくり活動を支援するため、まちづくりパワーアップ事業を引き続き実施してまいります。

さらに、地域自治の活動拠点であります地区集会施設の整備助成や、小滝地区での地域プロジェクトモデル事業を支援するとともに、高齢化率 50% 以上の高齢化集落を支援をするため、新たに地域生き生き集落サポーター事業に取り組んでまいります。

結婚を望む未婚の男女の出会いを創出するため、引き続き、縁結びコーディネーターの活動支援と、出会いの場創出イベント助成を実施してまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、市民から信頼される職員を育成するため、職員人材育成及

び研修に関する基本方針に基づく庁内外の研修などを行い、人材育成に努めてまいります。

行政改革では、今年度策定します第2次行政改革大綱と実施計画に基づき、コスト・スピード・成果を重視した行政経営を進めてまいります。

また、本年秋ごろまでには、総合計画後期基本計画を策定するとともに、定住自立圏構想に基づく定住自立圏共生ビジョンの策定も進めてまいります。

以上、平成23年度予算の概要と主要な施策及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様方の、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。議案第5号から第17号までの議案提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきます。

高齢者の支援のところで、「在宅サービス」と申し上げるところを「住宅サービス」と言いましたので、訂正をいただきたいと思います。

また、安全・安心のまちづくりにおきましては、「青海分署」配備の化学消防車と申し上げるところを「糸魚川分署」と申し上げましたので、ご訂正いただきたいと思います。

おわびさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは大綱ということで1点、本当に大きな懸案材料と言いましょうか、懸念されるということで、現在、国会のほうで予算審議が行われておりますが、もしかしたら戦後初の予算が通らないんじゃないかという非常に危機的な状態、きょうで衆議院ですかね、これからまた参議院、その後、また成立するかが大変不安な状態。先ほどご説明がありましたように、2年連続税収を超える大型の国債の発行、これに伴う法案の可決するかしらないか、これは大変な問題だと思っております。

そこで、これは大綱ということであります。予算案がもし通らなかった場合に、暫定予算というような格好にもなっていくんだろうと思いますが、こうした糸魚川市をはじめとした自治体への影響というものはどのように考え、また、最悪の場合に対処するという考えの中で、この予算方針というものはお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務部長。〔総務部長 織田義夫君登壇〕

○総務部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今、国会のほうでは国の新年度予算、きょうの衆議院の採決によりまして議決するかもしれませ

+

んけども、予算関連法案が通らないということが大いに想定されております。そういった中で、当市につきましては、一応、国の予算並びに関連法案が年度内に成立するという前提で予算編成をさせてもらっております。したがって、子ども手当につきましても、市の負担分もきちんと予算化をしておりますし、それから県のほうの関係で、新幹線の負担のほうも３億円計上しております。

そういったことでありますけども、国の予算がもし成立しなかったとした場合の影響は、かなり出るというふうに想定をしております。ただ、関連法案のどれが成立して、どれが成立しないかと、そのケース・バイ・ケースによって非常に異なってきますので、その辺は今後の推移を見させてもらいたいと思っております。

当然ながら市の影響もかなりあるかなということで想定してありますが、それは今度、新年度になりまして補正予算とか、そういうもので対応したいと。それから予算は盛ってますけども、執行については少し執行しないというような状態で対応したいというふうに考えております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○１７番（古畑浩一君）

関連法案、子ども手当も含めてそうだろうと思いますが、基本的には財源なき予算編成でもあります。非常に綱渡りのような、国がやはりそういう形であるということになってしまえば、地方とすれば、もう成り行きに任せて対応していくしかないということでもあります。やはりこれは最悪の場合も考えて予算編成等、暫定をどう組むか、臨時予算をどのようにして組んでいくのかということにつきましては、またこれ年度の始まりということも含めて大変混乱する時期でもありますので、これは最後はもう質問しませんが、立場も十分わかってますし、じゃあここであることないこと心配なんかしてれば、予算編成できるわけありませんので。ただ、やっぱり最悪の場合を踏まえて、ひとつ財政当局としましては、いざというときには慌てないような対応というものを、今からお考えいただければありがたいかなというふうに思っております。

ちょっと答えにくい質問であったということも少しおわびをさせていただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については、議長を除く２５人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く 25 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項本文の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、新保峰孝議員。

以上、25 人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 25 人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。あわせて昼食時間のため休憩をいたします。

再開を午後 1 時といたします。

+

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 06 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、伊藤文博委員、副委員長に、渡辺重雄委員であります。

以上であります。

日程第 6 . 議案第 18 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 18 号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１８号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、刈谷田川水防事務組合が解散し、同消防事務組合を脱退するため規約の変更を行いたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１８号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７．議案第１９号から同第３１号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第７、議案第１９号から同第３１号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１９号は、公民館体制等検討委員会条例の廃止についてでありまして、公民館体制等の見直しに伴い公民館条例が改正され、同委員会の任務が終了したため条例を廃止するものであります。

議案第２０号は、地上デジタル放送等共同受信施設条例の制定についてでありまして、地上デジタル放送の難視聴等を解消するため、共同受信施設を設置するとともに管理運営を行いたいことから、新たに条例を制定するものであります。

議案第２１号は、定住自立圏形成方針の議決に関する条例の制定についてでありまして、国の要綱に基づき策定する市の方針について議会の議決をすべき事件とするため、新たに条例を制定するものであります。

議案第２２号は、定住自立圏共生ビジョン審議会条例の制定についてであります。

国の要綱に基づく共生ビジョンの策定に当たり審議会を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第２３号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでありまして、時間外勤務、代休時間の対象として日曜、休日を追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２４号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、離職時の報酬の計算方法を変更するとともに、定住自立圏共生ビジョン審議会委員の報酬を規定し、さらに公民館体制等の見直しに伴い関連事項を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２５号は、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありまして、離職時の報酬の計算方法を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２６号は、行政財産使用料条例の一部を改正についてでありまして、公民館体制等の見直しに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２７号は、基金条例の一部改正についてでありまして、過疎地域自立促進支援基金及び青海地域地区公民館支館整備基金創設をするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２８号は、集会施設条例の一部改正についてでありまして、公民館体制等の見直しに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第２９号は、火災予防条例の一部改正についてでありまして、消防法の改正に伴い個室型店舗の避難通路に面する外開き戸について、自動閉鎖装置に関する基準を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第３０号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、外波辺地の公共的施設を総合的に整備するため、計画を策定したいものであります。

議案第３１号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、西飛山辺地及び小滝辺

地の施設設備の見直しに伴い、計画を変更したいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 8 . 議案第 3 2 号から同第 3 4 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 3 2 号から同第 3 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 3 2 号は、烏帽子の里ふるさと館条例の廃止についてでありまして、平成 2 2 年 8 月の火災により施設が焼失いたしましたが、再建の予定がないため条例を廃止するものであります。

議案第 3 3 号は、ガス事業均等割工事負担金徴収条例の廃止についてでありまして、ガス供給条例の供給区分統合に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 3 4 号は、ガス供給条例の一部改正についてでありまして、ガス供給熱量の変更に伴い料金改定を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 3 5 号から同第 4 0 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 35 号から同第 40 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 35 号は、総合福祉センター条例の廃止についてでありまして、健康づくりセンターの竣工に伴い同センターを平成 22 年度末をもって廃止をするため、条例を廃止するものであります。

議案第 36 号は、斎場条例の制定についてでありまして、斎場整備に伴い条例の全部改正を行いたいものであります。

議案第 37 号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、印鑑証明や戸籍謄本等の交付に関する文言を整理するとともに、県からの権限移譲等に伴い新たに事業者から手数料を徴収するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 38 号は、国民健康保険条例の一部改正についてでありまして、暫定措置であった出産育児一時金の給付額を恒久化するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 39 号は、診療所条例の一部改正についてでありまして、診療所の診察等を明示するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 40 号は、訴えの提起についてでありまして、差し押さえた過払金債権について、第三債務者である C F J 合同会社が取り立てに応じないことから、差し押さえ債権取立訴訟を提起するため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 10、議案第 42 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 10、議案第 42 号、平成 22 年度系魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第４２号は、平成２２年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１，７４０万５，０００円を減額し、総額を２億６，０９２万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第１１．議案第４３号から同第４６号まで

+

○議長（倉又 稔君）

日程第１１、議案第４３号から同第４６号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第４３号は、平成２２年度公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億３，２５５万４，０００円を減額し、総額を３３億６，１７６万６，０００円といたしております。

なお、繰越明許費は第２表、地方債の補正は第３表のとおりであります。

議案第４４号は、平成２２年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ３，６００万８，０００円を減額し、総額を２億８，４５５万５，０００円といたしております。

なお、地方債の補正は第２表のとおりであります。

議案第４５号は、平成２２年度簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１，０９６万７，０００円を追加し、総額を３億６８７万円といたしております。

なお、繰越明許費は第2表のとおりであります。

議案第46号は、平成22年度水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的支出では98万6,000円を追加し、総額を4億9,486万5,000円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第47号から同第49号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第12、議案第47号から同第49号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第47号は、平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億3,091万8,000円を減額し、総額を51億4,449万2,000円といたしております。

議案第48号は、平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,378万4,000円を減額し、総額を10億1,622万円といたしております。

議案第49号は、平成22年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ230万円を追加し、総額を52億2,924万1,000円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 議案第 41 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 13、議案第 41 号、平成 22 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 41 号は、平成 22 年度一般会計補正予算（第 10 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 9 億 9,860 万円を減額し、総額 309 億 6,962 万 4,000 円といたしております。

今回の補正は、事業の整理補正が主なものでありますが、歳出の主なものは、2 款、総務費では、調整基金積立金の追加、3 款、民生費では、山ノ井保育園整備事業の減額であります。

4 款、衛生費では、火葬場整備事業の減額、5 款、労働費では、マリンホール整備事業の追加であります。

6 款、農林水産業費では、漁港海岸保全施設整備事業の減額、7 款、商工費では、柵口温泉事業特別会計繰出金の追加及び中小企業向け資金貸付事業の減額であります。

8 款、土木費では、道路新設改良事業、港湾環境整備事業の減額、9 款、消防費では、防災行政無線整備事業の減額であります。

10 款、教育費では、埋蔵文化財発掘調査事業の減額、11 款、災害復旧費では、現年林道施設災害復旧事業、現年漁港施設災害復旧事業の減額であります。

次に、歳入の主なものは、市税及び国庫支出金の追加と、諸収入の減額であります。

なお、繰越明許費並びに地方債の補正は、それぞれ第 2 表、第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって了承願います。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 2 7 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+